

社会福祉法人通津南和会 行動計画(第4回)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

目標 1

妊娠中の女性職員の健康確保並びに育児のため、勤務体系についてできる限り配慮する。

<対策>

- ・妊娠の申し出時に本人と施設長、総務担当が面談を行い、職員の体調に応じて職務内容の調整などを行った。
- ・総務担当から職員に対し「産前・産後休暇申出書」を早めに提出するよう周知する。
- ・育児休業後の復職及びその後の育児への配慮のため、産前休暇の前に職員の意向を聞き、可能な限り業務上の配慮を行った。

目標 2

男性職員の育児休業の取得を促進する。

<対策>

- ・職員に制度の周知を図る。
- ・男性職員より、事前に育児休業取得の意向を施設長に申し出てもらうことにより、取得しやすい環境を整える。

目標 3

育児短時間勤務制度の利用を促進する。

<対策>

- ・職員に制度の周知を図る。
- ・職員に育児短時間勤務を実施し、